

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**

**平成 29 年 9 月 26 日 答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700173号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700164号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 昭和45年12月21日から昭和49年1月1日まで  
② 昭和52年12月21日から昭和53年3月22日まで  
③ 昭和53年4月29日から昭和58年4月1日まで

B社に勤務していた期間のうち、請求期間①について厚生年金保険の加入記録がない。私は、昭和43年4月に同社に入社し、昭和48年12月まで勤務しており、その間、給与から厚生年金保険料を控除されていた。

また、C社に勤務していた期間のうち、請求期間②及び③について厚生年金保険の加入記録がない。私は、昭和52年2月に同社に入社し、昭和58年3月まで継続して勤務しており、その間、給与から厚生年金保険料を控除されていた。

調査の上、請求期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、当該期間にB社において厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚は、請求者が昭和45年12月21日以降も同社に勤務していたことをうかがわせる回答をしている。

しかしながら、雇用保険の記録によると、請求者は、事業所名は確認できないものの、所在地がD市又はE市である事業所において、昭和43年4月1日付けで被保険者資格を取得し、昭和45年12月20日付けで離職しており、当該記録は、オンライン記録により確認できる請求者のB社における厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

また、B社が加入していたF厚生年金基金から提出された請求者の加入員台帳によると、同基金における請求者の資格喪失年月日は昭和45年12月21日であり、オンライン記録と一致している。

さらに、請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については、B社は請求期間①当時の賃金台帳等の資料は保管しておらず不明と回答している上、当該期間当時の事業主は既に亡くなっていることから確認することができない。

請求期間②について、請求者は、当該期間もC社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、請求者は、C社において、昭和52年2月22日付で被保険者資格を取得し、同年12月20日付で離職した後、昭和53年3月22日に再度被保険者資格を取得しており、請求期間②に係るオンライン記録と符合している。

また、請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については、C社は請求期間②当時の賃金台帳等の資料は保管しておらず不明と回答していることから確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、C社においては、請求者の他に6人が、請求者と同様に、昭和52年12月21日付で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、昭和53年3月22日付で再度被保険者資格を取得している上、当該6人の雇用保険の加入記録も、オンライン記録と符合することができるところ、請求者は、同社の同僚への照会は希望しないとしていることから、当該6人に照会することができず、同社は、当該資格喪失及び資格取得の手続が行われた事情は不明であると回答している。

加えて、請求期間②においてC社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、健康保険の整理番号に欠番はなく、当該資格取得者の中に、請求者の氏名はない。

請求期間③について、請求者は、昭和58年3月までC社に勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、請求者は、C社において、昭和53年3月22日付で再度被保険者資格を取得した後、同年4月28日付で離職しており、請求期間③に係るオンライン記録と符合している。

また、請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については、C社は請求期間③当時の賃金台帳等の資料は保管しておらず不明と回答していることから確認することができない。

さらに、請求者は、C社の同僚への照会を希望しないとしており、請求者の同社における勤務実態等について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。